

# 消費生活センター



消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。

専門の相談員がトラブルを解決するための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。相談は無料なので、不安なことや困ったことがあった時は、1人で悩まず相談しましょう！



## 1人で悩まず相談しよう！



契約してしまったけど、  
よく考えたら解約したい…

製品で  
危険な思いをした！



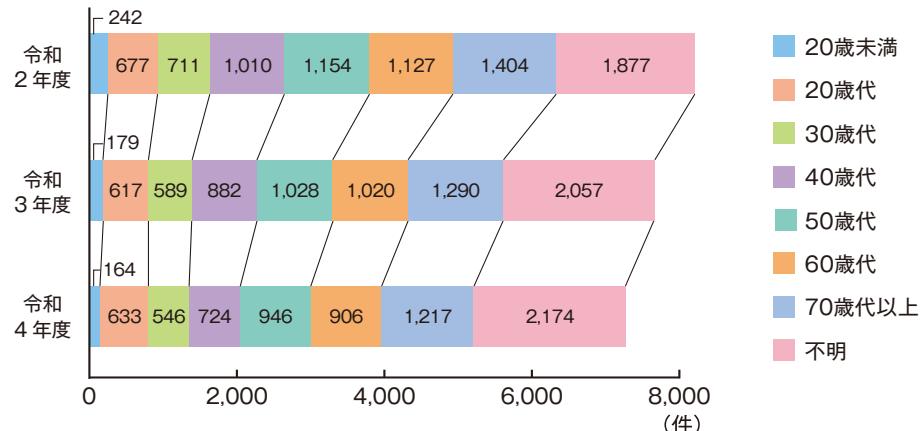
この請求、  
支払わないといけないの？



# 宮城県内の消費生活に関する相談状況

令和4年度、宮城県消費生活センターと各県民サービスセンターには、全体で7,310件の相談が寄せられました。若者(未成年・20代)が契約当事者の相談は、797件でした。

## 年代別相談件数の推移



## 若者(未成年・20代)からの相談内容(上位10位)

順位	相談内容	件数
1	エステティックサービス	147
2	出会い系サイト、マッチングアプリなど	34
3	不動産賃貸	34
4	内職・副業	32
5	迷惑メール、架空請求、覚えのない配達物など	29
6	インターネットゲーム	27
7	廃品回収、占いサイト、求人サイト、申請代行、解錠サービスなど	25
8	フリーローン・サラ金	23
9	四輪自動車	17
10	歯みがき粉、制汗・消臭剤、日焼け止めクリーム、脱毛剤、まつげ美容液など	14

# 若者からこんな相談が寄せられています

## case 01 17歳 男性 (実在の事業者をかたる架空請求)

スマートフォンに大手通信販売会社の名前で、有料サイトの料金が未納になっているとSMS(電話番号を用いたメール)が届いた。身に覚えはなかったが、連絡がないと法的措置をとるとあったので電話した。16万円分のプリペイドカードをコンビニで購入して、本日中に支払うように言われたが、どうしたらよいか。

**アドバイス** 実在の事業者をかたる架空請求が増えています。利用した覚えがなければ支払う必要はありません。無視しましょう!

»P17・22

## case 02 20歳 女性 (ワンクリック請求の二次被害)

ワンクリック請求の被害にあったので、慌てて解決先をインターネット検索して1番上に表示された公的機関のような所に電話をしたところ、解決にお金を要求された。もう一度そのサイトをよく確認すると、そこは探偵事務所のホームページだった。

**アドバイス** インターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。相談窓口が分からぬ場合は188番(消費者ホットライン)に電話しましょう。

»P17・33・裏表紙

## case 03 16歳 男性 (インターネットゲーム)

無料のインターネットゲームで遊んでいた。レアキャラを手に入れるためにはアイテムを購入する必要があり、1個100円だったので課金することにした。しかし、ゲームを進めているうちに夢中になり、気がついたら請求が20万円を超えていた。

**アドバイス** インターネット上の支払は実際に財布からお金を出していないため使いすぎてしまうことがあります。夢中になりすぎないようにしましょう。

»P18・27

## case 04 22歳 女性 (インターネットショッピング)

SNSのサイトに表示された広告で「お試し価格300円」のダイエットサプリメントを注文したところ、6回の定期購入契約になっていた。しかも、2回目以降は1回の代金が5千円となっている。

**アドバイス** 広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んで、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかりと確認しましょう。

»P18



早めの相談がトラブル解決のカギです。  
すぐに消費生活センターに相談しましょう!

# 覚えておきたい 消費生活用語集

## 消費者保護基本法

多発する消費者問題から消費者の権利を保障する政府の取組等を示した法律。1968年に制定。国民生活センターや、地方公共団体の機関である消費生活センターが設置された。

## 消費者基本法

2004年に消費者保護基本法を改正し制定された。「消費者の権利の尊重」「消費者の自立のための支援」を基本理念とし、国や地方公共団体・事業者の責務を示す一方、消費者に対しても「自立した消費者になること」を求めている。

## 特定商取引法

訪問販売や連鎖販売取引などトラブルが起きやすい販売形態に対して、一定のルールを設け、販売業者と消費者との間に生じるトラブルを未然に防止することを目的に作られた法律。

## 消費者契約法

事業者側の不適切な勧誘行為や、消費者を不当に害する契約条項から消費者の利益を守るためにできた法律。

## 電子消費者契約法

電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めた法律。パソコンの操作ミスなどによるインターネットの消費者トラブルが増えたことによりできた。

## 著作権

自己の著作物・発刊・上映・放送などに関し、独占的に支配し利益を受ける排他的な権利。知的財産権の一つ。原則として著作者の死後50年間存続する。また、平成24年から、販売又は有料配信されている音楽や映像の「違法ダウンロード」が刑罰の対象になった。

## プライバシーマーク

個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備している業者に与えているマーク。



## エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

### 人・社会への配慮

- ・フェアトレード認証商品を選ぶ
- ・売上金の一部が寄付につながる商品を選ぶ

### 地域への配慮

- ・地産地消
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する

### 環境への配慮

- ・エコ商品やリサイクル製品を選ぶ
- ・食品ロスを減らすなど

## 3R運動

消費者自らがライフスタイルを見直し、環境に配慮した購買行動を起こす運動のことで、Reduce(ゴミを減らす)、Reuse(再利用)、Recycle(再び資源として利用する)の頭文字Rからきている。Refuse(不要なものは買わない)、Repair(修理して使う)を足して、「5R運動」とも呼ばれている。

## フェアトレード(公正貿易)

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易のしくみ。

## Let's トライの答え

P25 a:140,000 b:180,000 c:258,875 d:23

P32

Q1 × 口約束でも契約は成立します。

Q2 ○ 契約とは、販売側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約の成立に契約書の作成は必ずしも必要なわけではありません。

Q3 ○ 友人であっても、興味がなければ毅然とした態度で断りましょう。

Q4 × 自ら店舗に出向いて購入した商品はクーリング・オフできません。

Q5 × 返信せずに無視しましょう。

Q6 × 完全な匿名は不可能です。責任の取れない発言はやめましょう。

Q7 ○ 警察や落とした可能性のある場所にも連絡する更に良いでしょう。

Q8 × リボ払いは支払残高や回数が分からなくなりがちです。よく考えて利用しましょう。

Q9 × たとえ家族であっても、ひとのカードを勝手に使用することは犯罪です。

Q10 ○ 環境全体を考えた消費行動をとりましょう。

困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンターに相談しよう!

Map of Miyagi Prefecture with service centers marked in different colors:

- 北部地方振興事務所 県民サービスセンター** (0228-23-5700)
- 東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター** (0220-22-5700)
- 仙台弁護士会 登米法律相談センター** (0220-52-2348)
- 北部地方振興事務所 県民サービスセンター** (0229-22-5700)
- 仙台弁護士会 古川法律相談センター** (0229-22-4611)
- 宮城県消費生活センター** (022-211-3123)
- 仙台弁護士会 法律相談センター** (022-223-2383)
- 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター** (0224-52-5700)
- 仙台弁護士会 県南法律相談センター** (0224-52-5898)
- 消費者ホットライン**  
いやや 188 お住まいの地域で  
その日相談できる  
窓口につながります。
- 警察相談専用電話** #9110
- 栗原圏**
- 大崎圏**
- 仙台圏**
- 登米圏**
- 石巻圏**
- 気仙沼・本吉圏**
- 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター** (0226-22-7000)
- 仙台弁護士会 気仙沼法律相談センター** (0226-22-8222)
- 東部地方振興事務所 県民サービスセンター** (0225-93-5700)
- 仙台弁護士会 石巻法律相談センター** (0225-23-5451)

**相談受付時間**

**宮城県消費生活センター**

平日 9:00～17:00 土 9:00～16:00

※祝日・振替休日・年末年始はお休みです。

電子申請による  
相談受付はこちら

**各地方振興事務所 県民サービスセンター**

平日 9:00～16:00

※祝日・振替休日・年末年始はお休みです。

宮城県環境生活部消費生活・文化課

## 宮城県消費生活センター

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL 022-211-2524



※この冊子は植物油インキを使用し印刷されています。

イラスト作成：(株)仙台紙工印刷／ATクラフト(大田 剛)

Class  No.

Name

2025年11月発行